

用語集

【英数】

●3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の頭文字をとったものです。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

絶縁性・不燃性などの特性によりトランス・コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されましたが、環境汚染が大きな社会問題となり、昭和47（1972）年までに生産が中止されました。

●SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service：ソーシャルネットワーキングサービスの略称です。

インターネット上における人と人とのつながりを促進し、コミュニティを構築するサービスです。

●SDGs（エスディーゼーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケータ（指標）の3層構造で構成されています。

【あ行】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は更に「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は家庭での日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

●温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと言います。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類としています。

【か行】

●海洋プラスチック

海洋を漂うプラスチックごみの総称です。回収されずに河川などを通じて海に流れ込むことにより発生しています。長期にわたり海に残存するため、地球規模での環境汚染が懸念されています。

●合併処理浄化槽

し尿、生活雑排水等の汚水を処理するために設置される浄化施設のことです。

●環境基本法

平成5（1993）年に公布された環境に関する全ての法律の最上位に位置する法律で、環境保全に向けた基本的な方向を示しています。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画です。平成30（2018）年に第5次計画が閣議決定されました。

●環境モデル都市

持続可能な低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことです。

●拠点回収

公民館等の公共施設や、スーパーマーケット等、市民の使用頻度が高い施設を回収拠点とし、資源物を回収する方式のことです。

●建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材についての分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として制定された法律のことです。

●下水道投入施設

し尿及び浄化槽汚泥を、終末処理場で処理するための前処理施設のことです。

●公共下水道

一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための排水管、排水施設、処理施設、ポンプ施設、終末処理場及びその他施設から構成される施設のことです。

●公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの水域及びこれに接続する公共溝渠こうきょ、かんがい用水路などの水路（終末処理場の設置されていない下水道も含む）のことです。

●個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした法律の総称で、各品目に対応した資源化の促進等について定めています。具体的には、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法のことです。

●コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより、堆肥化するために使用するプラスチック製の容器のことです。

【さ行】

●最終処分場

最終処分を行う施設で、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てる「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類されます。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の 20 種類の廃棄物のことです。

●資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

平成 12（2000）年 6 月に公布された法律です。循環型社会を形成していくために必要な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的としています。

●自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

●し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設のことです。

●集団資源回収

自治会・町内会、PTA、子ども会等で古紙類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

●終末処理場

各家庭などから下水道管により集められた汚水を処理する施設のことです。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源になった場合は適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。

●循環型社会形成推進基本法

平成 12（2000）年 6 月に公布された法律です。循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定されたほか、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促しています。また、処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）が初めて法定化されました。

●循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。平成 30（2018）年 6 月に第四次計画が閣議決定されました。

●浄化槽法

昭和 58（1983）年 5 月に公布された法律です。浄化槽の設置、保守点検等の規制及び浄化槽工事業者の登録制度の整備等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

●使用済小型家電

家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等）を除く使用済の小型家電製品のことで、携帯電話やデジタルカメラ、CD プレイヤー、携帯用ゲーム機などが該当します。

●使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

平成 24（2012）年 8 月に公布された法律です。使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的としています。

●使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

平成 14（2002）年 7 月に公布された法律です。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施することを目的としています。

●食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

令和元年（2019）5 月に公布された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成 12（2000）年 6 月に公布された法律です。事業者は食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者による発生抑制・減量等を行うとともに、飼料や肥料等の原料として再生利用することを目的としています。

●生活排水

日常生活に伴って家庭から出される排水で、トイレから排出されるし尿と、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水を合わせたものです。

【た行】

●単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化施設で、平成 13（2001）年 4 月 1 日の浄化槽法改正により原則として新たな設置は不可となっています。

●地域新電力事業

地域内の発電電力を最大限に活用し、主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業のことです。

●地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。

●地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する地球温暖化対策に関する総合計画のことです。

●中間処理

収集したごみを焼却処理、破砕処理することです。

●低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。

●特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

平成 10（1998）年 6 月公布に公布された法律です。エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

【な行】

●熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱は、発電をはじめ、施設の暖房・給湯、温水プール等に利用されています。

●農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することによる、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした施設です。

【は行】

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等があります。

●バイオマスプラスチック

主に、植物など生物由来の有機物（バイオマス）を原料の一部に活用したプラスチックのことです。従来のプラスチックと比較し、焼却時の温室効果ガス排出量の削減効果が見込まれます。

●廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法基本方針）

廃棄物処理法第 5 条の 2 の規定に基づき定められた方針です。廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物減量等の適正処理施策を総合的・計画的に推進するための指針を提示しています。

●廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法第 5 条の 3 の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5 年ごとに策定される計画です。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和 45（1970）年 12 月に公布された法律です。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

●排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきという考え方のことです。

●廃棄物発電

廃棄物の焼却時に発生する熱エネルギーをボイラで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うことです。化石燃料の使用削減につながることから、温暖化対策としても有効です。

●パリ協定

平成 27 (2015) 年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定のことです。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。

●フードバンク活動

市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業や個人から寄付を受け、福祉施設などに提供する団体の活動のことです。

●プラスチック資源循環戦略

令和元 (2019) 年 5 月 31 日に策定され、「3R+Renewable (再生可能資源への代替)」を重点戦略とし、2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制することなどを掲げています。

【ま行】

●マイボトル

昔からある水筒のことで、最近では「マイボトル」と呼ばれています。マイボトルを使用することで使い捨て容器の削減につながることから、環境にやさしい取り組みの一つとして推奨されています。

●メタン発酵

生ごみやふん尿等の有機物を、嫌気性微生物の働きによって分解し、メタンガスを主とするバイオガスを発生させることです。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計することです。

●容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、「商品の容器及び包装であって、商品が消費され、商品と分離された場合に不要になるもの」とされており、基本的には全ての容器包装が対象となります。

●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)

平成 7 (1995) 年 6 月に公布された法律です。家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を

製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】

●リサイクル

廃棄物を資源として再利用することです。

●リデュース

ごみの発生自体を減らすことです。3Rの中で最も優先順位が高いものです。

●リフューズ

不要なものを断ることで、ごみとなるものを買わない、もらわないことです。

●リペア

ものを修理して使うことで、できるだけ長く使うよう心がけることです。

●リユース

一度使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことです。

●リユース食器

使い捨て容器の代わりに、洗って何度も繰り返し使える食器のことです。

【わ行】

●ワンウェイプラスチック

通常一度使用した後に、その役目を終えるプラスチックのことです。

小野町一般廃棄物処理基本計画

令和3年2月 発行

小 野 町

〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92

Tel:0247-72-2111(代表) Fax:0247-72-3121